地方財源の拡充に関する要請書

地方自治体が自らの責任と権限においてその役割を果たすためには、地方の権限に見合う財源が確保されるよう、地方財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成26年度税制改正において、受益と負担という地方税の原則を曲げて20年度に導入した地方法人特別税・譲与税を廃止せず、3分の2の規模で継続した。その上、地方の貴重な自主財源である法人住民税の一部を新たに国税化し、消費税率10パーセント段階では、法人住民税の国税化を更に進めるとした。これらの措置は、明らかに地方分権の進展に逆行し、地方自治の本旨に反するものである。

本年6月に策定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、税源の偏在是正策を講ずることがより明確に示されており、来年度税制改正での不合理な偏在是正措置の更なる拡大が危惧される。

一方、地方自治体には、少子高齢化への対応、教育や産業振興、社会資本の維持 更新など、将来にわたり膨大な財政需要が存在しており、今後も住民生活を支える 行政サービスを提供していくためには、地方の役割に見合った財源の確保が不可欠 である。

こうした中、地方全体で毎年約10兆円に上る巨額の財源不足を抱えている現状をも踏まえれば、地方間での財源調整で根本的な問題の解決を図ることは困難である。現状維持の発想ではなく、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させていくためには、都市と地方の共存共栄の関係を構築し、より多くの付加価値を生み出していくことが重要である。

よって、東京都、特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会は連名で、国会及び政府に対し、地方法人課税の見直しにあたっては、限られた地方財源の中で財源調整を行うのではなく、総体としての地方財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

平成27年11月12日

東京都知事 舛添要一

特別区長会会長 西川太一郎

東京都市長会会長 並木 心

東京都町村会会長 河村文夫